特定非営利活動法人日本歯周病学会定款

第1章　総　則

(名　　称)

第1条　この法人は，特定非営利活動法人日本歯周病学会と称し，その英文名を Non-Profit Organization The Japanese Society of Periodontology(JSP)という。

(事務所)

第2条　この法人は，主たる事務所を東京都豊島区内に置く。

(目　　的)

第3条　この法人は，歯周病学に関する幅広い分野で，学術研究，教育普及活動，国際活動，医療活動および予防活動を行うとともに，不特定多数の市民・団体を対象に助言・支援・協力を行い，歯科医学の医療水準の高揚，次世代人材の育成・国際化の推進，日本における歯周病の研究，教育，医療および予防を発展させ，もって国民の保健ならびに公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健，医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　国際協力の活動

(事業の種類)

第5条　この法人は，第3条の目的を達成するため，特定非営利活動に係わる事業として，次の事業を行う。

(1)　歯周病に関する学術大会の開催
(2)　歯周病に関する臨床研修会の開催
(3)　市民公開講座等による市民を対象とした歯周病に関する社会教育活動
(4)　機関誌その他の刊行物の発行
(5)　ホームページ等による歯周病に関する広報活動ならびに情報提供
(6)　国内外における歯周病に関する関係団体及び諸学会との協力，連携
(7)　歯周治療に関する認定医および専門医を認定する事業
(8)　歯周治療に関する認定歯科衛生士を認定する事業
(9)　その他この法人の目的達成に必要な事業

2　この法人は，その他の事業として次の事業を行う。

(1)　機関誌への広告掲載事業
(2)　著作権・複写権使用料に係わる事業

第2章　会員

(種　　別)

第6条 この法人の会員は，正会員，準会員,名誉会員，法人会員および学生会員とし，正会員および準会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人（歯科医師、医師,歯科医師・医師以外で正会員を希望する個人）
(2)　準会員　この法人の目的に賛同して入会した個人（歯科医師・医師以外で準会員を希望する個人）
(3)　法人会員　この法人の目的に賛同支援する法人・任意団体で，理事会の承認を得たもの
(4)　名誉会員　この法人に貢献のあった者で，理事会ならびに評議員会の推薦に基づき総会の承認を得たもの
(5)　学生会員　この法人の目的に賛同して入会した個人（大学の学部，学科，ならびに専門学校等に在籍する学生。但し，大学院生は除く）

(入　　会)

第7条　会員の入会について，特に条件は定めない。

(1)　会員になろうとする者は，入会申込書を添えて理事長に申し込むものとする。

(2)　理事長は，前項の申し込みがあったときは，正当な理由がない限り，入会を認めなければならない。
(3)　理事長は，第1項の者の入会を認めないときは，速やかに，理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
(会　　費)
第8条　会員は，総会で定める当該年度の会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)
第9条　会員が次の各号の一つに該当する場合には，その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき
(2)　本人が死亡し，若しくは失そう宣告を受け，又は会員である団体が消滅したとき
(3)　継続して2年間会費を滞納したとき
(退　　会)
第10条　会員で退会しようとする者は，その旨理事長へ届け出て，任意に退会することができる。
(除　　名)
第11条　会員が次の各号の一つに該当する場合には，総会の議決により，これを除名することができる。
(1)　この定款に違反する行為をしたとき
(2)　この法人の名誉を傷つけ，又は目的に違反する行為をしたとき
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は，議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
(拠出金品の不返還)
第12条　既に納入した会費その他の拠出金品は，返還しない。

第3章　役員および評議員

(種別及び定数)
第13条　この法人に，次の役員を置く。
(1)　理事29名以上80名以内
(2)　監事1名以上2名以内
2　理事のうち1名を理事長，及び1名を副理事長とし，常任理事を若干名置くことができる。
(選任等)
第14条　理事は評議員の中から理事会で選任し，総会の承認を得なければならない。監事は総会で選任する。
2　理事長，副理事長及び常任理事は別に定める細則により理事の中から選任する。
3　役員のうち，それぞれの役員について，その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ，又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　法20条各号のいずれかに該当する者は，この法人の役員になることができない。
5　監事は，理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
6　常任理事について，別に定める細則により，理事の中から選任する。
(職　　務)
第15条　理事長は，この法人を代表し，その業務を総理する。
2　副理事長は，理事長を補佐し，会務の総括補佐の任に当たり，理事長に事故があるときはその職務を代行する。
3　常任理事は，本会の運営に関する日常の会務を分担する。
4　理事は，理事会を組織し，この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき，この法人の業務を執行する。
5　監事は，次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること
(2)　この法人の財産の状況を監査すること
(3)　前2号の規定による監査の結果，この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること
(4)　前号の報告をするために必要がある場合には，総会を招集すること

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について，理事に意見を述べること
（任期等）
第16条　理事長の任期は2年とする。
2　その他の役員の任期は理事長の任期と同じくする。
3　補欠のために，又は増員により就任した役員の任期は，それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
(欠員補充)
第17条　理事又は監事のうち，その定数の3分の1を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならない。
(解　任)
第18条　役員が次の各号の一つに該当する場合には，総会の議決により，これを解任することができる。
(1)　心身の故障のため，職務の遂行に堪えないと認められるとき
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為のあったとき
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は，議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
(報酬等)
第19条　役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には，その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は，総会の議決を経て，理事長が別に定める。
(評議員の選任)
第20条　この法人に評議員300名以内を置く。
2　評議員は，会員の中から別に定める細則により選出し，理事会の推薦・承認を得て理事長がこれを委嘱する。
3　評議員の選任にあたっては，役員のいずれか一人とその配偶者若しくは三親等以内の親族の合　計数または評議員のいずれか一人とその配偶者若しくは三親等以内の親族の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　評議員には第18条第1項および第2項の規定を準用する。この場合には，これらの規定中「役員」とあるのは，「評議員」と読み替えるものとする。
(評議員の職務)
第21条　評議員は，評議員会を組織し，理事長の諮問について必要な事項を協議し，意見を述べる。

第4章　会　議

(種　別)
第22条　この法人の会議は，総会，理事会及び評議員会とする。
2　総会は，通常総会及び臨時総会とする。
(総会の構成)
第23条　総会は，第6条第1号の正会員および同条第2号の準会員をもって組織する。
(総会の権能)
第24条　総会は，以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(4)　事業報告及び活動決算
(5)　理事の承認と監事の選任。役員の解任，職務及び報酬
(6)　年会費の額
(7)　借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8)　事務局の組織及び運営
(9)　その他運営に関する重要事項
(総会の開催)

第25条　通常総会は，毎年1回以上開催する。
2　臨時総会は，次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め，招集の請求をしたとき
(2)　正会員および準会員の合計人数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき
(3)　監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき
(総会の招集)
第26条　総会は，前項第2項第3号の場合を除いて，理事長が招集する。
2　理事長は，前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは，その日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合には，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により，開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
(総会の議長)
第27条　総会の議長は，その総会に出席した正会員および準会員の互選で定める。
(総会の定足数)
第28条　総会は，正会員および準会員の合計人数の5分の1以上の出席がなければ，開会し議事を決議する事はできない。ただし，当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者および他の正会員・準会員を代理人として表決を委任した者は，出席者とみなす。
2　総会の議事は，この定款に規定するもののほか，出席した正会員および準会員の合計人数の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(総会の議決)
第29条　総会における議決事項は，第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と追加事項とする。
(総会での表決権等)
第30条　正会員および準会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員・準会員は，あらかじめ通知された事項について，書面又は電磁的方法をもって表決し，又はほかの正会員・準会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員・準会員は，前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4　総会の議決について，特別の利害関係を有する正会員・準会員は，その議事の議決に加わることができない。
(総会の議事録)
第31条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員および準会員の合計人数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては，その数を付記すること。)
(3)　審議事項
(4)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には，議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が，記名押印又は署名しなければならない。
(理事会の構成)
第32条　理事会は理事をもって構成する。
(理事会の権能)
第33条　理事会は，この定款に別に定める事項のほか，次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他，総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(理事会の開催)
第34条　理事会は，次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき
(2)　理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により

招集の請求があったとき
（理事会の招集）
第35条　理事会は，理事長が招集する。
2　理事長は，前項第2号の場合にはその日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは，会議の日時，場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法により，開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。
（理事会の議長）
第36条　理事長は理事会を招集し議長となる。
（理事会の定足数）
第37条　理事会は，理事現在数の3分の2以上の出席がなければ，開会し議事を決議する事はできない。ただし，当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は，出席者とみなす。
（理事会の議決）
第38条　理事会における議決事項は，第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は，理事総数の過半数をもって決し，可否同数の時は，議長の決するところによる。
（理事会の表決権等）
第39条　各理事の表決権は，平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は，あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は，前条及び次条2号の適用については，理事会に出席したものと見なす。
4　理事会の議決について，特別の利害関係を有する理事は，その議事の議決に加わることができない。
（理事会の議事録）
第40条　理事会の議事録は議長が作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数，出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては，その数及び氏名を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には，議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が，記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

（構　成）
第41条　この法人の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（区　分）
第42条　この法人の資産は，これを分けて，特定非営利活動に係わる事業に関する資産，その他の事業に関する資産の2種とする。
（管　理）
第43条　この法人の資産は，理事長が管理し，その方法は，総会の議決を経て，理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）

第44条　この法人の会計は，法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
(会計区分)
第45条　この法人の会計は，これを分けて，特定非営利活動に係わる事業会計，その他の事業に係わる事業会計の2種とする。
(事業年度)
第46条　この法人の事業年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び予算)
第47条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は，毎事業年度ごとに理事長が編成し，理事会及び総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
第48条　前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。
2　前項の収益費用は，新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予備費)
第49条　予算超過又は予算外の費用に充てるため，予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは，理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更正)
第50条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは，総会の議決を経て，既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)
第51条　この法人の事業報告書，財産目録，貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は，毎事業年度終了後，3か月以内に，理事長が作成し，監事の監査を受け，理事会及び総会の承認を得なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは，次事業年度に繰り越すものとする。
(臨機の措置)
第52条　予算をもって定めるもののほか，借入金の借入れその他新たな義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更，解散及び合併

(定款の変更)
第53条　この法人が定款を変更しようとするときは，総会に出席した正会員および準会員の合計数の4分の3以上の多数による議決を経，かつ，法第25条3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けるものとする。
2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。
(解　散)
第54条　この法人は次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
(3)　正会員及び準会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは，正会員および準会員の合計数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは，所轄庁の認定を受けるものとする。
(残余財産の帰属)
第55条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は，法第11条第3項に掲げるもののうち，解散時の総会で決議したものに譲渡するものとする。
(合　併)
第56条　この法人が合併しようとするときは，総会において正会員および準会員の合計数の4分の3以上の議決を経，かつ，所轄庁の認証を受けるものとする。

第8章　公告の方法

(公告の方法)

第57条　この法人の公告は，この法人の掲示場に掲示するとともに，官報に掲載して行う。ただし，法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

第9章　事　務　局

(事務局の設置)

第58条　この法人に，この法人の事務を処理するため，事務局を設置する。

2　事務局には，事務局長及び職員若干名を置くことができる。

(組織及び運営)

第59条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の議決を経て，別に定める。

第 10 章　雑　則

(細　則)

第60条　この定款の施行に必要な細則は，理事会の議決を経て別に定める。

附　則

1　この定款は，この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は，別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は，第16条第1項，第2項の規定にかかわらず，この法人成立の日から次年度の総会の日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は，第46条の規定にかかわらず，この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は，第47条の規定にかかわらず，設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の会費は，第8条の規定にかかわらず，次に掲げる額とする。

1)　年会費

(1)　正 会 員 年額　9,000 円

(2)　法人会員 年額　1口 50,000 円(1 口以上)

(3)　名誉会員 年額　0円

7　この変更された定款は，東京都より変更認証を受けた平成20年2月13日より施行する。

8　この変更された定款は，東京都より変更認証を受けた平成20年11月17日より施行する。

9　この定款は、平成25年11月5日から施行する。

10　この定款は，令和5年10月13日から施行する。

11　この定款は，令和6年1月4日から施行する。